

2 運行管理者の業務について(指導監督の改正)

平成28年4月1日改正、平成29年3月12日施行

第1章 一般的な指導及び監督の指針【改正事項】

○「一般的な指導及び監督の内容」

題目	改正後の追加内容
① 「トラックを運転する場合の心構え」	交通事故統計を活用し事故の影響の大きさを理解させる
② 「トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項」	規定に基づく日常点検の実施及び適切な運転姿勢での運転の重要性を、それを怠ったことによる事故が発生した際に事業者及び運転者が受ける罰則、処分及び措置及び交通事故が加害者等に与える心理的影響を説明することにより確認させる
③ 「トラックの構造上の特性」	トレーラを運転する際に留意すべき事項及び貨物の特性を理解した運転を理解させる。トレーラにより、コンテナを運搬する事業者にとっては、コンテナロックの重要性を理解させる
④ 「貨物の正しい積載方法」	軸重違反を防止するための積載方法を理解させる
⑤ 「過積載の危険性」	法令に基づき荷主が遵守すべき事項、運転者等が受ける過積載に対する罰則、処分及び措置を理解させる
⑥ 「危険物を運搬する場合に留意すべき事項」	該当する事業者にとってはタンクローリーを運転する際に留意すべき事項を指導する 危険物に該当する貨物および運搬前の安全確認について理解させる
⑦ 「適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況」	- (改正なし)
⑧ 「危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法」	注意喚起手法として指差呼称及び安全呼称を活用する。降雷が運転に与える影響、緊急時における適切な対応を理解させる
⑨ 「運転者の運転適性に応じた安全運転」	適性診断の結果に基づく個々の運転者の運動行動の特性を自覚させる
⑩ 「交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法」	医薬品の使用等による眠気及び飲酒の生理的要因による事故の可能性を理解させる 規定に基づき運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準を理解させる
⑪ 「健康管理の重要性」	ストレスチェック等に基づき精神面の健康管理の重要性を理解させる
⑫ 「安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法」【新設】	安全性の向上を図るための装置を使用した場合の適切な運転方法を理解させる

上記事項を実施するための期間

➤ 上記内容について運転者に対する指導・監督を一年ごとに実施する旨を規定

第2章 特定の運転者に対する特別な指導の指針【改正事項】

○「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」

◆ 一般的な指導及び監督内容を実施

◆ 上記内容を座学および実車を用いることにより実施

⇨ 15時間以上

現行：6時間以上
(座学のみ)

◆ 実際にトラックを運転させ、安全な運転方法を指導

⇨ 【新設】20時間以上

※積載方法、日常点検および車高等のトラックの構造上の特性に関しては実車を用いて指導